

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 1 2 月定例会会議録

1 開催日時 令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月） 1 3 時 2 8 分～ 1 4 時 1 5 分

2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室

3 議 事

議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」

⇒許可（4件）

議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）

議案第38号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」⇒同意（全件）

議案第39号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」＜借受人の変更＞⇒同意

4 出席委員（14名）

1 番・上田尚秋	2 番・山田和美	3 番・坂元三郎	4 番・上田眞由美
5 番・井澤 守	6 番・山口 透	8 番・坂本英正	9 番・長谷川高義
10 番・赤松聖美	11 番・魚住龍平	12 番・松井義輝	13 番・船岡重夫
14 番・田中 茂			

5 欠席委員

7 番・前田和毅

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

4 番・上田眞由美 5 番・井澤 守

8 議 事

事務局： それでは、ただいまから令和 7 年 1 2 月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長からご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございました。

それでは、早速議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、過半数の委員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、4番・上田眞由美委員、5番・井澤守委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、議案第36号～第39号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町岡字東	田	2, 2 7 6 m ²
東	田	3 7 7 m ²
東	田	1 3 3 m ²
(出新田公民館西方)	3筆合計	2, 7 8 6 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町内在住の兼業農業者

農機具：トラクター・軽トラック・草刈機

栽培作物：水稻

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は竹中委員です。申請地は、すべて適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年12月17日13時30分～15時30分までの間、5番・井澤守農地担当副会長、4番・上田眞由美委員、10番・赤松聖美委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

5番・井澤委員： 申請地は、畦が取り払われて一体利用されていました。稲刈り後の耕耘がされ、適正に管理されていました。譲受人は、申請地南側の水路と農道を挟んだ農地の耕作者でもあるので、引き続き適正に管理されることと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町野寺字枝沢	畑（現況 田）1， 2 4 1 m ²
枝沢	畑（現況 田）1， 3 2 2 m ²
枝沢	畑（現況 田）1， 8 6 8 m ²
枝沢	畑（現況 田）1， 8 1 5 m ²
枝沢	畑（現況 田）1， 8 5 0 m ²
（経ノ池西方）	5筆合計 8， 0 9 6 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町内在住の兼業農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機・草刈機・軽トラック

栽培作物：水稻

※申請地にはコンテナが設置されてる。なお、コンテナの撤去期限を明記した誓約書が提出されている。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大村委員です。12月15日時点では、申請地のうち東側の2筆は草刈りが済んでいるが、西側の3筆は、まだ雑

草が残っている状態であるとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・井澤委員： 12月17日時点では、すべての申請地で草刈りが完了しており、コンテナの撤去作業途中と見受けられました。譲受人は隣接農地の耕作者でもあり、今後適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 本件では、コンテナの撤去期限を明記した誓約書の提出がされておりますので、本日採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。なお、許可書の交付は、コンテナの撤去完了後とし、撤去の確認は事務局で行うことといたします。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町岡字東

地 目：田

面 積：1, 201㎡ (新仏池東方)

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町内在住の兼業農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機

栽培作物：水稻

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は竹中委員です。申請地は、適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・上田委員： 申請地は、北側の隣接農地との畦がなく一体的に利用されていきました。稲刈り後の耕耘がされ、適正に管理されていきました。今

後、新しく畦を作ると聞いており、また譲受人は、経営規模の大きな農業者であり、引き続き適正に管理がなされると見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町岡字外ラ

地 目：田

面 積：298㎡（出新田集落内）

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：町内在住の農業者

農機具：トラクター・田植機・軽トラック

栽培作物：野菜

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は上田委員です。申請地は、野菜が栽培され適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・上田委員： 申請地は、白菜・ブロッコリーなどの野菜が栽培されており、適正に管理されていきました。また譲受人は隣接農地の耕作者でもありますので、引き続き適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字千和池 (加古小学校東方)

地 目： 田

面 積： 2, 6 2 7 m²

権利の種類： 賃借権

貸付人： 地元所有者

借受人： 社会福祉法人

転用目的： 保育園舎及び保育園施設用地

土地利用計画： 盛土造成し、保育園舎1棟を建築する。出入りは北側
から。雨水は南側既存の水路へ放流、汚水は北側道路に埋設の
公共下水に接続。

令和7年農振除外

※都市計画法第32条協議中

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願いま
す。

事務局： 地元最適化推進委員は末澤委員です。申請地の東側は農地、南側は
水路、西側は町道、北側は駐車場、宅地及び農地と接している。転用
による農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をい
ただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・赤松委員： 申請地は、草が少し生えている程度で問題のない農地です。
雨水は南側水路へ放流、汚水は北側道路に埋設の公共下水に接続され
ますので、転用による周辺農地や農業用排水、道路への影響はない
ものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はござ
いませんか。

○番・○○委員： 計画図と地番図とで土地の形状が異なるように思うが。

事務局： 特に異なっているところはありません。

議 長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

○番・○○委員： 転用の審議には影響しないと思うが、図面には園庭がない
がどこに設けるのか。

事務局： 町道を挟んで申請地の西側に現在の園舎があり、新園舎が完成次第
旧園舎を取り壊して、そこに園庭を設けると聞いています。

議 長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり、転用及び貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長：それでは、議案第38号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。

なお、本議案では 番・ 委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触しますので、 委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

では、事務局に説明を求めます。

事務局：この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、公益社団法人ひょうご農林機構から農業委員会の意見を求められているものです。

農用地利用集積等促進計画の概要

利用権の設定をする者（借受者）	9 件
利用権の設定をする者（貸付者）	1 2 件
利用権の設定をする土地（筆数）	4 6 筆
利用権の設定をする土地（面積）	5 7 , 1 9 5 m ²

「各筆明細」権利を設定する土地の明細は各自お目通しください。

議長：説明は終わりました。

最適化推進委員から意見や報告はありましたか。

事務局：最適化推進委員からの意見、報告は、ありませんでした。

議長：委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積等促進計画案において、貸借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」とする委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：全員挙手ですので、農用地利用集積等促進計画案において、貸借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」の意見書を提出することといたします。

退席中の 委員は自席にお戻りください。

(〇〇委員 自席に戻る)

議長： それでは、議案第39号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」＜借受人の変更＞を議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、先ほどの議案第38号と同じく、公益社団法人ひょうご農林機構から農業委員会の意見を求められているものです。

農用地利用集積等促進計画の概要

利用権の設定をする者（借受者）	1 件（変更前1件）
利用権の設定をする者（貸付者）	1 件（変更前1件）
利用権の設定をする土地（筆数）	5 筆（変更前5筆）
利用権の設定をする土地（面積）	3, 0 5 8 m ² （変更前3, 058m ² ）

「各筆明細」権利を設定する土地の明細は各自お目通しください。

議長： 説明は終わりました。

最適化推進委員から意見や報告はありましたか。

事務局： 最適化推進委員からの意見、報告は、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」とする委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員挙手ですので、農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」の意見書を提出することといたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和7年12月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調製する。

令和7年12月22日

議長 坂 本 英 正

委員 上 田 眞由美

委員 井 澤 守